

柳井市市民協働参画条例策定検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 柳井市における市民参画と協働によるまちづくりを推進する条例（以下「条例」という。）の内容を検討するため、柳井市市民協働参画条例策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議し、市長に提言する。

- (1) 条例に盛り込む内容に関すること。
- (2) 条例骨子案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域コミュニティ、市民活動、事業関連の関係者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総合政策部地域づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。